

歴史文化保存展示施設専門検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 歴史文化保存展示施設(以下「施設」という。)の整備に関し、展示、活用(教育普及)、運営等について専門家の意見を聴き、基本計画を策定するため、歴史文化保存展示施設専門検討委員会(以下「専門検討委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 専門検討委員会の所掌事務は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 施設の整備に関すること。
- (2) 施設の展示方法に関すること。
- (3) 施設の活用(教育普及)方法に関すること。
- (4) 施設の運営に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(構成等)

第3条 専門検討委員会は、15人以内の委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者の内から市長が委嘱する。

- (1) 識見者
- (2) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、施設整備に係る基本計画の策定に要する間とする。

(会長及び副会長)

第5条 専門検討委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門検討委員会の会議は、市長が招集し、会長がその議長となる。

2 専門検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を専門検討委員会の会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報償費及び実費弁償)

第7条 委員が専門検討委員会の会議に出席した場合は、当該委員に対し報

償費及び実費弁償を支給する。この場合において、報償費及びその支給方法にあっては浜田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年浜田市条例第37号）別表この表に掲げる者を除く専門委員又は附属機関の委員の欄並びに第3条及び第4条第1項の規定、実費弁償にあっては同条例第5条の規定の例による。

（庶務）

第8条 専門検討委員会の庶務は、教育部 文化振興課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、専門検討委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月7日から施行する。